

令和4年度行政監査結果報告書

～ テーマ ～

多様な主体との協働について

令和5年2月

大分県監査委員

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 第1 監査のテーマ及び監査の目的 | 1 |
| 1 監査のテーマ | 1 |
| 2 監査の目的 | 1 |
| 第2 監査の実施概要 | 1 |
| 1 監査の種類及び基準 | 1 |
| 2 監査の主眼 | 1 |
| 3 監査対象事業 | 1 |
| (1) 対象事業 | 1 |
| (2) 対象事業の選定 | 2 |
| 4 監査の実施時期及び実施内容 | 2 |
| (1) 実施時期 | 2 |
| (2) 実施内容 | 2 |
| 第3 監査対象事業の概要 | 5 |
| 1 事業の分野 | 5 |
| 2 協働の手法 | 5 |
| 3 協働した団体 | 6 |
| 第4 監査の結果 | 7 |
| 1 協働事業の実施 | 7 |
| (1) 協働相手の選定手続 | 7 |
| (2) 協働相手との役割分担 | 8 |
| (3) 協働相手との意思疎通 | 8 |
| (4) 協働事業の評価や改善事項の反映 | 9 |
| 2 協働相手の育成 | 10 |
| (1) NPOの収入 | 10 |
| (2) 委託事業における適切な経費の計上 | 11 |
| (3) 事業の継続性確保 | 12 |
| (4) NPOの高齢化や人材不足 | 12 |
| (5) NPOとの協働の好事例 | 13 |
| 3 協働の推進 | 15 |
| (1) 協働の全庁的な推進体制 | 15 |
| (2) 広報による県民理解の促進 | 17 |
| (3) 企業との協働推進 | 18 |
| まとめ | 21 |
| 参考資料 | 22 |

第Ⅰ 監査のテーマ及び監査の目的

Ⅰ 監査のテーマ

「多様な主体との協働について」

2 監査の目的

近年、福祉、環境、防災など様々な分野において社会的ニーズが多様化・複雑化しており、均一的な行政サービスでは対応しきれない状況が生じている。また、少子高齢化の進行や、近年の新型コロナウイルス感染症による行動自粛等の影響により、コミュニティ機能の低下が県政の大きな課題となっている。

このような状況下において、地域課題の解決のため、NPOや企業等の多様な主体との協働が一層重要度を増していることから、今年度の行政監査を当テーマにより実施した。

※NPO：NON PROFIT ORGANIZATION の略で、民間の非営利団体のこと。

大分県が平成24年3月に策定した「心の通いあう地域づくりのための協働指針」によると、具体的には次の団体である。

- ・特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）
- ・法人格のないボランティア団体や市民活動団体
- ・地域コミュニティ団体

第2 監査の実施概要

Ⅰ 監査の種類及び基準

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に定める行政監査として、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

2 監査の主眼

この監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 協働相手の選定手続が適切に実施されているか。
- (2) 協働事業において行政とNPOや企業等との役割分担が明確にされているか。
- (3) 協働事業の実施に当たり行政とNPOや企業等との意思疎通が図られているか。
- (4) 協働事業の評価や改善事項の反映が行われているか。
- (5) 協働相手として良好なNPOの育成が図られているか。
- (6) 協働の推進体制が全庁的に整っているか。
- (7) 積極的な情報発信により協働に関する県民理解の促進が行われているか。

3 監査対象事業

- (1) 対象事業・・・43事業（表Ⅰ）

- ① 令和3年度においてNPOや企業等と協働して実施した事業（41事業）
 - ② 令和3年度におけるNPOや企業等との協働に対する支援事業（2事業）

(2) 対象事業の選定

令和3年度に県がNPOや企業等と協働して実施した395事業の中から、

- ① NPOや企業との協働の度合い、事業分野のバランス等を考慮
 - ② コロナ禍において「地域における支え合い」が重要
- という観点から43事業を監査対象事業に選定し（※）、それを所管する40所属を監査対象機関とした。選定した事業等は、表1のとおりである。

※選定事業数の考え方

ア NPO等との協働事業

県民生活・男女共同参画課（大分県消費生活・男女共同参画プラザ）が実施した「令和3年度県とNPOとの協働施策調査」の結果である338事業からおおむね1割に当たる33事業を抽出した。

イ 企業との協働事業

全所属宛てに地域課題解決のための企業との協働施策について照会を行い把握した57事業から、おおむね2割に当たる10事業を抽出した。これは、企業との協働手法には包括協定や登録などNPOとの協働にはない手法が含まれるためである。

4 監査の実施時期及び実施内容

(1) 実施時期

令和4年8月～12月

(2) 実施内容

① 実施方法

監査対象機関に監査調書及び資料の提出を求め、当該調書を基に監査委員事務局職員が職員監査を行い、その結果を踏まえて委員監査を実施した。

② 関係人調査

監査の実効性を高めるため、NPOの活動支援を行う中間支援組織や事業を実施している7団体に対し、関係人調査を行った。

〔表Ⅰ 監査対象事業及び監査対象機関等〕

①NPOや企業等と協働して実施した事業（令和3年度）

| No. | 部局名 | 機関名 | 事業名 | 協働手法 | 協働団体・企業名 | 団体種別 | | 分野 | 関係人調査 |
|-----|-------|----------------|--|----------|------------------------------|------|----|----------|-------|
| | | | | | | NPO | 企業 | | |
| 1 | 総務部 | 中部振興局 | 小規模集落等支援事業費補助 | 補助 | 朴葉の会 | ○ | | まちづくり | |
| 2 | 総務部 | 南部振興局 | ネットワーク・コミュニティ推進モデル委託事業 | 委託 | 直川地域新たな地域コミュニティ組織を考える会 他2団体 | ○ | | まちづくり | |
| 3 | 総務部 | 豊肥振興局 | ネットワーク・コミュニティ推進モデル委託事業 | 委託 | 「宮城地区コミュニティモデル地区形成ビジョン」検討委員会 | ○ | | まちづくり | |
| 4 | 総務部 | 西部振興局 | 地域活力づくりチャレンジ支援事業 | 補助 | 一般社団法人 あまみら | ○ | | 経済活動活性化 | |
| 5 | 総務部 | 北部振興局 | 小規模集落等支援事業費補助 | 補助 | 樺山路村づくり協議会 | ○ | | まちづくり | |
| 6 | 企画振興部 | おおいた創生推進課 | 空き家相談支援事業 | 補助 | NPO法人空き家サポートおおいた | ○ | | まちづくり | ○ |
| 7 | 福祉保健部 | こども・家庭支援課 | 子どもの居場所づくり推進事業 | 補助 | NPO法人アスパル 他10団体 | ○ | | 保健・医療・福祉 | |
| 8 | 福祉保健部 | 障害福祉課 | 精神保健福祉大会開催事業費補助金 | 補助 | 大分県精神保健福祉協会 | ○ | | 保健・医療・福祉 | |
| 9 | 福祉保健部 | 豊肥保健所 | えらぶ・つくる・たべる食育体験ツアー事業 | 事業協力 | NPO法人おくぶんごツーリズム研究所 | ○ | | 保健・医療・福祉 | |
| 10 | 福祉保健部 | 健康づくり支援課 | 「健康寿命日本一おうえん企業」登録制度 | 登録 | 登録企業（111社） | | ○ | 保健・医療・福祉 | |
| 11 | 福祉保健部 | 高齢者福祉課 | ICTを活用した自立支援型サービス推進事業委託業務 | 個別協定(委託) | オムロン(株) | | ○ | 保健・医療・福祉 | |
| 12 | 福祉保健部 | こども未来課 | 病児保育充実支援事業 | 個別協定(委託) | Connected Industries(株) | | ○ | 保健・医療・福祉 | |
| 13 | 生活環境部 | 生活環境企画課 | 市町村避難所運営等強化事業「避難所運営体験」 | 委託 | NPO法人大分県防災活動支援センター | ○ | | 災害対策 | |
| 14 | 生活環境部 | うつくし作戦推進課 | おおいたうつくし作戦まちづくり推進事業 | 委託 | NPO法人しげまさ子ども食堂ーげんき広場ー | ○ | | 環境保全 | |
| 15 | 生活環境部 | 自然保護推進室 | アライグマ防除推進業務 | 委託 | NPO法人おおいた環境保全フォーラム | ○ | | 環境保全 | |
| 16 | 生活環境部 | 私学振興・青少年課 | 青少年等自立支援対策推進事業 | 委託 | NPO法人おおいた子ども支援ネット | ○ | | 保健・医療・福祉 | |
| 17 | 生活環境部 | 循環社会推進課 | 海ごみ学習用冊子修正・編集・印刷業務委託 | 委託 | NPO法人水辺に遊ぶ会 | ○ | | 環境保全 | |
| 18 | 生活環境部 | 防災対策企画課 | 自主防災活動における避難行動計画(タイムライン)の手法検討・資料作成委託業務 | 委託 | NPO法人リエラ | ○ | | 災害対策 | ○ |
| 19 | 生活環境部 | 人権尊重・部落差別解消推進課 | NPO法人等人権相談活動支援事業 | 補助 | NPO法人共に生きる | ○ | | 人権・平和 | |
| 20 | 生活環境部 | 動物愛護センター | 親子ふれあい動物フェスタ | 事業協力 | うちのこねこ | ○ | | まちづくり | |
| 21 | 生活環境部 | うつくし作戦推進課 | 3R普及推進事業(九州食べきり協力店・応援店) | 登録 | 各登録店舗 | | ○ | 環境保全 | |

| No. | 部局名 | 機関名 | 事業名 | 協働手法 | 協働団体・企業名 | 団体種別 | | 分野 | 関係人調査 |
|-----|---------|-------------|---------------------------|--------------|-------------------------------|------|----|---------|-------|
| | | | | | | NPO | 企業 | | |
| 22 | 商工観光労働部 | 工業振興課 | 太陽光発電3R地域サポート体制構築事業 | 委託 | NPO法人地域環境ネットワーク | ○ | | 環境保全 | |
| 23 | 商工観光労働部 | 雇用労働政策課 | 障がい者職業能力開発事業「パソコンチャレンジ科」 | 委託 | NPO法人障害者UP大分プロジェクト | ○ | | 雇用促進 | |
| 24 | 商工観光労働部 | 経営創造・金融課 | 地域牽引企業創出事業におけるサポート会議 | 包括協定 | 三井住友海上火災保険(株) | | ○ | 経済活動活性化 | |
| 25 | 商工観光労働部 | 新産業振興室 | 「救援物資配送×ドローン物流」社会実装事業委託業務 | 委託 | ciRobotics(株) (シーアイロボティクス) | | ○ | 経済活動活性化 | ○ |
| 26 | 商工観光労働部 | 商業・サービス業振興課 | まちづくりNEXTチャレンジャー育成事業 | 委託 | (株)ホーホウ | | ○ | まちづくり | |
| 27 | 商工観光労働部 | 企業立地推進課 | 企業との連携による移住、ワーケーションの推進 | 個別協定 | 富士通(株) | | ○ | まちづくり | |
| 28 | 農林水産部 | 新規就業・経営体支援課 | おんせん県おおいた就農・就業応援フェア | 事業協力 | NPO法人おおいた有機農業研究会 | ○ | | 農林水産業振興 | |
| 29 | 農林水産部 | 森との共生推進室 | 森林づくりボランティア支援センター事業 | 委託 | NPO法人グリーンインストラクターおおいた | ○ | | 農林水産業振興 | |
| 30 | 農林水産部 | 森との共生推進室 | 企業参画の森づくり推進事業 | 個別協定 | 日本フォレスト(株)、(株)九州コクボ | | ○ | 農林水産業振興 | |
| 31 | 土木建築部 | 砂防課 | 土砂災害啓発活動業務 | 個別協定 (委託) | NPO法人大分県砂防ボランティア協会 | ○ | | 災害対策 | |
| 32 | 土木建築部 | 別府土木事務所 | クリーンロード支援事業 | 補助 | NPO法人わらべ | ○ | | 環境保全 | |
| 33 | 土木建築部 | 大分土木事務所 | 地域との連携による宮川再生・活性化事業 | 委託 | 豊かな水環境創出ゆふいん会議 | ○ | | 環境保全 | ○ |
| 34 | 土木建築部 | 豊後大野土木事務所 | 土木未来(ときめき)チャレンジ事業 | 共催 | 三重川を守る会 | ○ | | 環境保全 | |
| 35 | 企業局 | 企業局 | 河川清掃・美化活動等 | 個別協定 | NPO法人宇目まちづくり協議会 | ○ | | 環境保全 | |
| 36 | 教育庁 | 学校安全・安心支援課 | 学校防災教育支援事業 | 委託 | NPO法人大分県防災活動支援センター | ○ | | 災害対策 | |
| 37 | 教育庁 | 社会教育課 | 「学びのステップアップアドバイザー」運営委託業務 | 委託 | 認定NPO法人地域の宝育成支援センター | ○ | | 教育振興 | |
| 38 | 教育庁 | 体育保健課 | 地域スポーツ活動推進事業 | 委託 | NPO法人ヘルス・フィットネス・フォーラム | ○ | | スポーツ振興 | |
| 39 | 教育庁 | 県立高田高等学校 | 地域との協働による高校魅力化推進事業 | 委託 | (株)FoundingBase | | ○ | 教育振興 | ○ |
| 40 | 警察本部 | 生活安全企画課 | 学生防犯ボランティア活動支援事業 | 事業協力 | 学生防犯ボランティアおおいたパトロックス | ○ | | 防犯活動 | |
| 41 | 警察本部 | サイバー犯罪対策課 | サイバー防犯ボランティア支援事業 | 事業協力 | 学生サイバー防犯ボランティアめじろんおおいた見守り隊 | ○ | | 防犯活動 | |

②NPOや企業等との協働に対する支援事業（令和3年度）

| | | | | | | | | | |
|----|-------|--------------|----------------------|------|------------------|---|--|---------|---|
| 42 | 生活環境部 | 県民生活・男女共同参画課 | ふるさと創生NPO活動応援事業費補助事業 | 補助 | 公益財団法人おおいた共創基金 | ○ | | NPO活動推進 | ○ |
| 43 | 生活環境部 | 県民生活・男女共同参画課 | 企業のNPO現場体験活動 | 事業協力 | NPO法人地域ひとネット他3団体 | ○ | | NPO活動推進 | ○ |

第3 監査対象事業の概要

今回監査を行った43事業は、主に事業の分野、協働の手法、協働した団体の種類によって次のように分類される。

I 事業の分野

監査対象事業を事業分野ごとに分類すると、環境保全が9事業（21%）と最も多く、次いで、まちづくりが8事業（19%）、保健・医療・福祉が7事業（16%）となっている。

〈表2 事業分野ごとの分類〉

| 事業分野 | 事業数(割合) | 事業分野 | 事業数(割合) |
|----------|---------|---------|---------|
| 環境保全 | 9 (21%) | 教育振興 | 2 (5%) |
| まちづくり | 8 (19%) | 防犯活動 | 2 (5%) |
| 保健・医療・福祉 | 7 (16%) | NPO活動推進 | 2 (5%) |
| 災害対策 | 4 (9%) | 人権・平和 | 1 (2%) |
| 経済活動活性化 | 3 (7%) | 雇用促進 | 1 (2%) |
| 農林水産業振興 | 3 (7%) | スポーツ振興 | 1 (2%) |
| 合 計 | | | 43 |

2 協働の手法

監査対象事業を協働手法ごとに分類すると、委託が21事業（49%）と最も多く、次いで、補助が9事業（21%）、事業協力が6事業（14%）となっている。

〈表3 事業手法ごとの分類〉

| 協働の手法 | 手法の説明 | 事業数(割合) |
|-------|-----------------------------------|----------|
| 委託 | 県がNPO等に委託して事業を実施する方法 | 21 (49%) |
| 補助 | 県がNPO等が主体的に行う公益性の高い事業に補助金等を交付する方法 | 9 (21%) |
| 事業協力 | 県が行う事業に対してNPO等が賛同して協力する方法 | 6 (14%) |
| 個別協定 | 県と企業等が個別の事業目的のための協定を締結して取り組む方法 | 3 (7%) |
| 登録 | 県が一定の要件により企業等を登録して共通の目的に取り組む方法 | 2 (5%) |
| 包括協定 | 県と企業等が多分野にわたる包括的な協定を締結して取り組む方法 | 1 (2%) |

| | | |
|----|-----------------------------------|-------|
| 共催 | NPO、企業、行政等が共に主催者となって共同で1つの事業を行う方法 | 1(2%) |
| | 合計 | 43 |

(注) 個別協定を締結して、かつ、委託契約を行っている事業については、委託に計上。

協働の手法としては他に「後援」、「実行委員会・協議会」等もあるが、協働の度合いが少ないため今回は監査対象外とした。

3 協働した団体

監査対象事業を協働した団体の種類ごとに分類すると、NPO法人が21事業(49%)、その他のNPOが10事業(23%)、企業が10事業(23%)、社団・財団法人が2事業(5%)となっている。

〈表4 協働した団体の分類〉

| 協働相手の種類 | 事業数(割合) |
|-----------|---------|
| NPO法人 | 21(49%) |
| その他のNPO | 10(23%) |
| 企業 | 10(23%) |
| 社団法人・財団法人 | 2(5%) |
| 合計 | 43 |

第4 監査の結果

第1及び第2に記載のとおり監査した限りにおいて、重要な点については、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるよう、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

今回の監査の結果、改善又は検討を求める事項の件数は、次のとおりである。

| | | |
|------|-----|---|
| 改善事項 | なし | 当該事務の執行基準に照らして適正を欠くと認められる事項であって、措置を求めるもの |
| 検討事項 | 3件 | 経済性、有効性又は効率性の観点から検討を要すると認められる事項等であって、措置を求めるもの |
| 監査意見 | 11件 | 監査委員が県に対して助言等を行うもの |

以下、監査を行った結果について記述する。

記述に当たっては、第2の2に挙げた監査の着眼点（7項目）ごとに行うが、より分かりやすい構成にするため、下記の3項目に分類して整理した。

- 1 協働事業の実施：着眼点(1)～(4)
- 2 協働相手の育成：着眼点(5)
- 3 協働の推進：着眼点(6)、(7)

I 協働事業の実施

着眼点のうち協働事業の実施に関するものについて、以下のとおり監査結果を整理する。

(1) 協働相手の選定手続

協働事業を行う際に、協働相手の選定手続が適切に実施されているか監査した。

協働事業の手法のうち相手方の選定の適否が問題になるのは、主に委託と補助においてである。

ア 委託による協働を行った21事業は全て一者随意契約であり、提案競技を経たものが6事業、直接協働相手の一者に対して契約の誘因をしたもののが15事業であった。

提案競技を行う場合においては、客観的な審査基準を設けて外部委員を含む審査会を設置するなど、選定の公平性を確保する手続がおおむね適切に行われていた。

しかしながら、一部の事業において、審査委員に外部委員が含まれていない事例が見られた。

〈表5 審査委員に外部委員が含まれていない事例〉

| 機関名 | 事業名 | 協働相手 |
|-----------------|------------------------|---------|
| 商業・サービス業 振興課 | まちづくり NEXT チャレンジャー育成事業 | (株)ホーホウ |

また、一者随意契約を行う場合においては、事業を遂行する能力を有しているのが県内ではその団体だけであるという選定理由が明記されるなど、おおむね明確な随意契約理由が示されていた。

しかしながら、随意契約理由の一部に正確性を欠く記述が見られた事例があった。

〈表6 随意契約理由の一部に正確性を欠く記述が見られた事例〉

| 機関名 | 事業名 | 協働相手 |
|-------|--------------|-----------------------|
| 体育保健課 | 地域スポーツ活動推進事業 | NPO法人ヘルス・フィットネス・フォーラム |

イ 補助による協働は9事業あったが、補助金交付要綱等に従って交付申請と審査が行われたり、客観的基準に基づく審査会において補助対象者の選定が行われたりするなど、おおむね適切に選定手続がなされていた。

【監査意見】

事業者の多様な提案を求める場合においては、審査において外部委員を含めた審査会を設置するなど、公平性を確保する必要がある。

(2) 協働相手との役割分担

協働事業の実施に当たって、行政とNPOや企業等との役割分担が明確にされ、効率的な執行ができているかについて監査した。

今回監査を行った協働事業において、行政と協働相手の役割分担を明確にして執行すべき協働手法として、委託、共催、事業協力に注目をした。

ア 委託による協働は21事業あったが、NPO側が事業の実施を担い、行政側は県民への広報や公的機関との連絡調整を行うなど、明確な役割分担が行われていた。

イ 共催による協働は1事業、また事業協力による協働が6事業あったが、県とNPOが明確な役割分担を行って事業が執行されていた。

(3) 協働相手との意思疎通

協働事業の実施に当たって、行政とNPOや企業等との意思疎通が十分に図

られ、事業が円滑に執行されているかどうかについて監査した。

協働事業の実施に当たっては、協働の手法に関わらず、メールや電話、現地での打合せに加えて、コロナ禍においてもオンラインを活用した会議を適宜行うなど、必要に応じて意思疎通が図られていた。また、協働相手からの連絡内容が県の所属内で共有され、円滑に事業が遂行されていた。

(4) 協働事業の評価や改善事項の反映

協働事業の実施後、成果についての評価が適切に行われ、以降の取組に向けて改善が図られているかどうかについて監査した。

複数年度にわたって実施された事業において、空き家対策に加えて移住対策にも取り組むため事業内容を大幅に拡充した事例や、NPO単体に対する補助から協働体に対する補助に変更した事例など、前年度の経験や課題を踏まえて改善を図っている事例が見られた。

〈表7 協働事業において改善を図っていた例〉

| 機関名 | 事業名 | 協働相手・改善内容 |
|------------------|---------------------------------------|--|
| おおいた創生 推進課 | 空き家相談支援事 業 | NPO法人空き家サポートおおいた 空き家相談窓口に加え、移住希望者等 と空き家所有者をつなぐ「空き家マッチ ングチーム」の設置や購入希望者向けセ ミナーの開催など対策内容を大幅に拡充 した。 |
| 生活環境企画 課 | 市町村避難所運営 等強化事業「避難 所運営体験」 | NPO法人大分県防災活動支援センター 避難所運営体験訓練の実施後に改善の ポイントを整理し、訓練方法と避難所マ ニュアルの改善に役立てている。 |
| 新産業振興室 | 「救援物資配送× ドローン物流」社 会実装事業委託業 務 | ciRobotics(株) 社会実装に向けて、段階的に、様々な条 件設定での運航実験を行うとともに、関 係機関による運航体制の構築も進めてい る。 |
| 県民生活・男 女共同参画課 | ふるさと創生N P O活動応援事業費 補助事業 | 公益財団法人おおいた共創基金 NPO単体への補助からNPOや企業 等の協働体への補助制度に変更し、団体 同士の協働を促進している。 |

【監査意見】

NPOや企業との協働事業については、目標の達成度や実施のプロセスなどにおける課題を抽出し、行政とNPO等が相互に実施状況を評価し、改善に努めていくことが望ましい。

2 協働相手の育成

着眼点のうち協働相手の育成に関するものについて、以下のとおり4つの課題として整理するとともに、好事例を紹介する。

(I) NPOの収入

ア 収入源の偏り

NPO法人の運営に当たっては多様な財源を確保するなど安定した収入を得ることが課題であるが、NPO法人の収入の大半を行政からの委託料が占めている事例が複数見られた。

NPO法人の運営のあり方は様々であり、事業内容や人員体制等によって財務状況は変わってくるが、収入源が偏ることにより経営の自立性が十分に発揮されなくなるおそれがある。

〈表8 協働相手の収入源が県等の行政に集中していた事例〉

| 機関名 | 事業名 | 協働相手 |
|----------|------------------------------|-----------------------|
| 雇用労働政策課 | 障がい者職業能力開発事業 「パソコンチャレンジ科」 | NPO法人障害者 UP 大分プロジェクト |
| 森との共生推進室 | 森林づくりボランティア支援センター事業 | NPO法人グリーンインストラクターおおいた |
| 体育保健課 | 地域スポーツ活動推進事業 | NPO法人ヘルス・フィットネス・フォーラム |

【監査意見】

民間基金等の各種助成事業や休眠預金活用事業（※）について一層の周知を行うなど、多様な財源の確保等に向けた支援に努め、NPOの自立的な運営を後押しする必要がある。

※ 休眠預金活用事業

2019年度から始まった制度で、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、10年間取引のない預金等（休眠預金等）を民間公益活動のために活用する。預金保険機構から交付を受けた休眠預金等交付金をもとに、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）が指定活用団体となり、

選定された資金分配団体が事業の公募を行い、NPO等の実行団体が事業を実施する。

イ 資金需要への対応

NPOは財務基盤が脆弱な団体もあることから、NPOとの委託事業において、資金需要に応じて前払や概算払を活用している事例が見られた。

〈表9 前払の割合を高くして資金需要に対応していた事例〉

| 機関名 | 事業名 | 協働相手 |
|----------|---------------------|-----------------------|
| 工業振興課 | 太陽光発電3R地域サポート体制構築事業 | NPO法人地域環境ネットワーク |
| 森との共生推進室 | 森林づくりボランティア支援センター事業 | NPO法人グリーンインストラクターおおいた |

一方、NPOとの委託契約書においては、前払の項目を記載して契約を交わすことが望ましいが、一部の事業において、委託契約書に前払の項目がない事例が見られた。

〈表10 NPOとの委託契約書で前払の項目が省略されていた事例〉

| 機関名 | 事業名 | 協働相手 |
|---------|--|--------------------|
| 生活環境企画課 | 市町村避難所運営等強化事業 「避難所運営体験」 | NPO法人大分県防災活動支援センター |
| 防災対策企画課 | 自主防災活動における避難行動計画（タイムライン）の手法検討・資料作成委託業務 | NPO法人リエラ |
| 砂防課 | 土砂災害啓発活動業務 | NPO法人大分県砂防ボランティア協会 |

【監査意見】

NPOによっては手元資金が少ない団体もあることから、協働事業を円滑に実施するためには、協働相手の資金状況を把握して前払や概算払を行うなど、資金需要に柔軟に対応する必要がある。

(2) 委託事業における適切な経費の計上

NPOに事業を委託する際には必要経費を適切に見積もる必要があるが、一般管理費が計上されていない事例が見られた。

〈表11 委託事業に一般管理費が含まれていなかった事例〉

| 機関名 | 事業名 | 協働相手 |
|-----------|----------------------|-----------------------|
| 自然保護推進室 | アライグマ防除推進業務 | NPO法人おおいた環境保全フォーラム |
| 私学振興・青少年課 | 青少年等自立支援対策推進事業 | NPO法人おおいた子ども支援ネット |
| 循環社会推進課 | 海ごみ学習用冊子修正・編集・印刷業務委託 | NPO法人水辺に遊ぶ会 |
| 体育保健課 | 地域スポーツ活動推進事業 | NPO法人ヘルス・フィットネス・フォーラム |

【監査意見】

NPOが持続可能な経営を行えるよう、委託事業では適正な割合の一般管理費やそれに類する費用を確保することが望ましい。

【参考】おおいたNPO協働実践マニュアル 11ページ

「NPOも、勤務する職員には給与を支払わなければいけませんし、組織を維持するためには事務所の家賃や光熱水費等の管理費も必要です。事業の組立てや事業費の積算を行う場合は、NPOの特性に配慮するよう心がけてください。」

(3) 事業の継続性確保

関係人調査では、NPOや企業等が行政から委託等を受ける場合に、単年度ごとに契約等が行われるため事業の継続性が担保されず、事業運営の計画が立てにくかったり、事業化に至らなかったりすることが課題として挙げられた。

特にNPOは財務基盤が脆弱な団体もあることから、単年度ごとに細切れで協働相手として選定されると、中長期的な事業計画が立てにくい。また企業としても、実証的な事業を行う場合は、単年度の実施では事業が軌道に乗るには不十分な場合がある。

【監査意見】

行政は年度ごとの予算確保と契約締結が原則であるが、NPOや企業等との協働事業においては、債務負担行為による複数年度の予算確保により、事業の長期的・安定的な実施に配慮することも必要である。

(4) NPOの高齢化や人材不足

県と協働しているNPOにおいて、高齢の代表者がほぼ一人で活動をしていたり、団体の構成員が高齢化しているなど、後継者や現役世代の人材確保に課題を抱える団体が複数見られた。

令和3年度におおいたボランティア・NPOセンターが実施した「大分県NPO団体等の現状把握に関する調査」によると、県内のNPOにおける役員の平均年齢は、「60歳代」が41.6%で、「70歳代」の20.4%と合わせると62.0%となり、約6割の役員が高齢という状況であった。

内閣府が令和2年度に実施した「特定非営利活動法人に関する実態調査」において、抱える課題として「後継者の不足」を選んだ法人は43.8%、「人材の確保や教育」を選んだ法人は62.0%であり、全国的に見てもNPO法人の後継者や人材確保は大きな課題となっている。

大分県庁の退職者と支援を必要とするNPOとをマッチングし、県庁退職者が在職中に培った専門知識や技能をNPOの支援に役立てる「大分県退職者NPO支援事業」について、令和4年度現在で退職者の登録が2名で、事業を活用する人材がまだ少ない状況が見られた。

【監査意見】

高齢化等でNPOの活動が先細りにならないよう、事業承継や人材確保に関する一層の支援が望ましい。

併せて、県の広報誌やイベントにおいて県の事業における協働団体の情報を積極的にPRすることも必要である。

(5) NPOとの協働の好事例

ア 子どもの居場所づくり推進

近年、家庭や学校以外で安心して過ごせる子どもの居場所として「子ども食堂」の開設が全国的に広がっており、大分県内においてもここ数年で大きく増加し、地域住民のボランティア団体やNPOが活動の場を広げている。当県においては令和4年12月末時点で103か所の子ども食堂が開設されている。

子ども食堂は子どもだけに限らず高齢者等も含めて幅広く利用できることから地域交流の場にもなっており、社会的ニーズが高いことから、今後も運営において地域のボランティア団体やNPOが果たす役割は大きい。

〈表12 子ども食堂の開設を支援する事業〉

| 機関名 | 事業名 | 協働相手(補助対象団体) |
|-----------|----------------|---|
| こども・家庭支援課 | 子どもの居場所づくり推進事業 | NPO法人アスパル、てらこや広場、NPO法人子育て応援ワクワクピース、たきお子ども食堂、Sun flower、NAGOMI BASE、百谷茶屋、フリースクールあさひ、ゆめカフェモンスターのがっこう、もみじ、パワフルシニア・宇佐 |

イ 県職員OBの活用

土木分野などの専門知識を持つ県職員OBによるNPO法人と協働し、災害防止や環境保全を効果的に進めていく取組が見られた。近年、災害が多発する現状において、専門的なノウハウを持つ人材を活用してきめ細かく県民への啓発を図っていくことは有効である。

〈表13 県職員OBによるNPO法人と協働していた事業〉

| 機関名 | 事業名 | 協働相手 |
|-----|------------|--------------------|
| 砂防課 | 土砂災害啓発活動業務 | NPO法人大分県砂防ボランティア協会 |

ウ 地域住民による環境保全活動

河川や道路の環境整備について、NPOと協働することにより地域住民の愛護意識を高めながら効果的・継続的に環境向上に取り組む事業が見られた。

〈表14 地域住民との協働による環境整備事業〉

| 機関名 | 事業名 | 協働相手 |
|-----------|---------------------|----------------|
| 別府土木事務所 | クリーンロード支援事業 | NPO法人わらべ |
| 大分土木事務所 | 地域との連携による宮川再生・活性化事業 | 豊かな水環境創出ゆふいん会議 |
| 豊後大野土木事務所 | 土木未来(ときめき)チャレンジ事業 | 三重川を守る会 |

エ 振興局におけるコミュニティ等への支援

振興局では、コミュニティの維持や活性化を図るNPOに対し、地域での活動を積極的に展開できるような支援をするほか、地域産業で収入を増やすための基盤づくりの支援などを市町村と連携して行う事業が見られた。

一方で、NPO法人については、大分市や別府市など都市部に偏在している状況が見られた。

〈表15 コミュニティの活性化に取り組むNPOに支援を行った事業〉

| 機関名 | 事業名 | 協働相手・活動内容 |
|-------|---------------|--|
| 中部振興局 | 小規模集落等支援事業費補助 | 朴葉の会 廃校を活用し、地域への配食サービスを行うほか、郷土料理を開発・提供して交流人口の拡大に寄与する。 |
| 北部振興局 | 小規模集落等支援事業費補助 | 樋山路村づくり協議会 共有林の境界確定を行い、伐 |

| | | |
|--|--|--|
| | | 採等を可能にして地域の林業を活性化するほか、味噌や納豆の製造にも取り組み、移住者の収入源を増やす取組を行う。 |
|--|--|--|

【監査意見】

今後も地域の高齢化や過疎化が進む見込みであることから、行政では手が届きにくい地域の課題に対処するため、コミュニティの維持や活性化に取り組むNPOとの協働を一層拡充するべきである。併せて、これらNPOの積極的な育成策が望まれる。

3 協働の推進

着眼点のうち、協働の全庁的な推進体制及び情報発信による県民理解の促進に関するものについて、以下のとおり監査結果を整理する。

(I) 協働の全庁的な推進体制

主に県民生活・男女共同参画課が所管する事業や制度等について、NPOや企業との推進体制が全庁的に整備されているか監査した。

ア 協働推進員の活用

NPOとの協働を推進する役割を持つ「協働推進員」については、各部局の主管課や地方機関の振興局等の職員に割り当てて配置しているが、今回監査を行った協働事業については関与が少なく、役割を果たせる仕組みが十分に整っているとは言えない状況が見られた。令和3年度の協働推進員名簿に登録されている職員は、係長級以下の職員が占める割合が多かった。また全庁から希望者を募る公募協働推進員は1名が登録されていた。

【検討事項①】

協働推進員の配置に当たっては、指導的な立場の職員を選任することや、NPO現場体験研修の受講者やNPOへの委託・補助事業に関わった経験を持つ職員を充てるなど、より実効性が上がるよう検討されたい。[県民生活・男女共同参画課]

イ 「おおいたNPO協働実践マニュアル」の活用

県民生活・男女共同参画課が作成している「おおいたNPO協働実践マニュアル」は、NPOとの協働を進めるための基礎的な事項や事業の実用的な実施方法等を示しているものである。しかし、その内容は提案競技を行う委託事業を中心に記載されており、補助や共催など様々な協働手法に応じた協

働のポイントについては記載が少ない。また、各所属やNPOにおけるマニュアルの浸透度は高いとは言えない状況であった。

【検討事項2】

NPOを取り巻く環境が変化していることから、協働実践マニュアルでは、委託以外に補助事業等も取り上げるなど、マニュアルの記載内容を拡充し、幅広く活用されるよう検討されたい。〔県民生活・男女共同参画課〕

ウ NPOに関する調査

県民生活・男女共同参画課においては、県及び市町村におけるNPOとの協働施策の調査を行って実施状況の把握を行うとともに、公益財団法人おおいた共創基金と連携してNPOへのアンケート調査を実施して課題や要望の把握に努め、コロナ禍におけるオンライン講座の実施など、施策に反映させ役立てていた。

エ 中間支援組織等の支援と活用

中間支援組織や独自事業に加えて中間支援活動を行う団体（以下「中間支援組織等」という。）は、様々な分野や各地域でNPOの運営や人材育成について支援するほか、事業を実施する際のサポートを行うなど、NPOの活動を活性化するために重要な役割を現場で果たすことが期待されている。

関係人調査では、NPOを支援する県内の中間支援組織等のうち、監査対象事業において協働している「公益財団法人おおいた共創基金」と、「NPO法人地域ひとネット」について聞き取り調査を行った。

公益財団法人おおいた共創基金

平成25年の設立以来、各種の助成事業やアドバイザー派遣等によりNPOに対する運営支援を行っており、県から「おおいたボランティア・NPOセンター」の委託を受け、県内唯一の中間支援組織として中心的な役割を果たしている。企業とNPOとの協働推進や、休眠預金を活用した助成事業にも取り組むとともに、アンケート調査で県内のNPOが抱える課題の調査を行い、その結果を県と共有して施策に役立てている。

一方で、賛助会員の会費や一般からの寄付からなる自主財源が潤沢ではないため、独自に行える事業展開が限られている。

NPO法人地域ひとネット

「ふれあい囲碁」を通じたコミュニケーション学習や、災害時に要配慮者への支援を行う「おおいた・いとでんわプロジェクト」の実施のほか、他のNPOに対する中間支援活動を行っている。民間の第三者機関による組織運営の認証制度の普及を図るなど、新しい取組を積極的に行っている。

一方で、助成金や補助金が主な収入であり、安定した自主財源の確保が課題となっている。NPO法人の運営相談等を行う中間支援には人件費がかかるという認識が一般的に少ないため、中間支援による収入を得にくいことも課題である。

NPOとの協働を推進していくうえで、現場でサポートを担う中間支援組織等の役割がますます重要になっている。人口減少社会において地域課題が多様化する中で、このような中間支援組織等が様々な分野や各地域で活躍することが、NPO活動の底上げや発展につながるのではないかと考えられる。

【検討事項3】

様々な分野や各地域で中間支援組織等がより活躍できるよう支援を拡げるとともに、NPOが中間支援組織等を一層活用できるような取組を検討されたい。〔県民生活・男女共同参画課〕

(2) 広報による県民理解の促進

協働事業の実施や協働の推進に当たって各所管課が積極的に広報を実施しているかどうかについて監査した。

ア 協働成果の広報

県民生活・男女共同参画課では、おおいたNPO協働実践マニュアル等で積極的な広報を促しており、事業終了後、県のホームページなど多様な媒体を活用して事業成果を積極的に広報している事例が見られた。

〈表16 事業終了後に成果の広報を積極的に行っていた例〉

| 機関名 | 事業名 | 協働相手 |
|--------------|--------------------|---|
| 県立高田高等学校 | 地域との協働による高校魅力化推進事業 | (株)FoundingBase |
| 県民生活・男女共同参画課 | 企業のNPO現場体験活動 | NPO法人地域ひとネット、NPO法人しげまさ食堂-げんき広場-、NPO法人リエラ、NPO法人 Teto Company |

【監査意見】

事業の実施内容を広報することは協働団体のPRにもなることから、県事業に関わるNPO等自らも、SNS等の多様な手段により広報を積極的に行い、団体の発展につなげることが望ましい。

イ 県民生活・男女共同参画課による広報

県民生活・男女共同参画課においても、新聞、情報誌、おおいたNPO情報バンク「おんぽ」など様々な媒体を活用して県民への広報を積極的に実施し、令和4年度からはYouTubeによる動画配信も開始されていた。

県民生活・男女共同参画課が運営するインターネット上のおおいたNPO情報バンク「おんぽ」については、令和2年度に改修が行われ、ページレイアウトの見直し、NPOの検索機能改良など、使い勝手を向上させている。NPOに対する民間助成金の情報もこまめに掲載しており、収入源を探すNPOにとって役立つサイトとなっている。

ただし、「おんぽ」について、NPO活動への参加や協力の募集、企業や行政からの情報提供など、お互いがつながる場として活用する「つながる場」というメニューがあるが、そこに企業や市町村からの掲載情報が少ない状況が見受けられた。

また、県民生活・男女共同参画課では、県や市町村の職員がNPOの現場体験を実施する「行政のNPO現場体験研修～飛び出せ公務員プロジェクト～」を実施して協働に関する県・市町村職員の理解促進を図るとともに、公益財団法人おおいた共創基金と共に「おおいたNPO・県民フォーラム」や「めじろんフォーラム」を開催し、NPOや企業の協働に関する講演や事例紹介等を行って県民への啓発に努めていた。

【監査意見】

おおいたNPO情報バンク「おんぽ」の「つながる場」については、NPOや企業等への周知を図り、協働を媒介するツールとしてさらに工夫することを期待する。

(3) 企業との協働推進

企業との協働事業については、今回10機関における10事業について監査を行った。

監査を行った事業において、登録制によって数多くの企業の参画を促す取組が見られた。登録の条件を厳しくし過ぎないことで、多くの企業の参画を促すものであり、事業目的を達成するうえで効果的である。

また、企業が持つアプリケーションやドローンといった先端技術の開発・活用を行う協働の取組も見られた。企業としては、開発して間もない先端技術は普及のためにさらに経費を投入していく必要があるが、行政との協働事業として連携ができれば、普及が進むことでビジネス化への後押しとなり、行政にとっては協働によって先端技術を活用した政策・事業が実現できるため、双方にとってメリットが大きい。

さらに、まちづくりに取り組む先進的な企業のノウハウを活かし、地域の現状に即した研修を行うなど、人材育成に役立てる取組も見られた。

企業との協働は、将来的にビジネスベースに乗る分野に限られるという制約

がある一方で、協働相手としてはN P Oよりも経営基盤が安定しており、持っているノウハウの技術的専門性が高いという特性が認められ、積極的に協働を進めていくことが望ましい。今回監査を実施した事業については、いずれも企業のノウハウや特性を効果的に活かした取組が見られた。

〈表17 監査を行った企業との協働事業一覧〉

| 機関名 | 事業名 | 協働相手・協働内容 |
|-------------|---------------------------|--|
| 健康づくり支援課 | 「健康寿命日本一おうえん企業」登録制度 | 登録企業(111社) 県民の健康寿命延伸への取組を支援する企業を登録 |
| 高齢者福祉課 | ICTを活用した自立支援型サービス推進事業委託業務 | オムロン(株) モデル市町においてICTを活用し、高齢者の生活機能の向上等を図る自立支援型サービスに適切につなぐ体制を推進 |
| こども未来課 | 病児保育充実支援事業 | Connected Industries(株) 病児保育施設の空き状況や利用料金等を閲覧できるサイトを構築するとともに、予約やキャンセルが容易にできるシステム「あずかるこちゃん」の施設への導入を県と協力して支援 |
| うつくし作戦推進課 | 3R普及推進事業(九州食べきり協力店・応援店) | 各登録店舗 食品ロスの削減やリサイクルに取り組む店舗を登録 |
| 経営創造・金融課 | 地域牽引企業創出事業におけるサポート会議 | 三井住友海上火災保険(株) サポート会議において、支援対象企業に対してSDGsの取組など企業価値向上のための助言や情報提供等を実施 |
| 新産業振興室 | 「救援物資配送×ドローン物流」社会実装事業委託業務 | ciRobotics(株) 災害時の救援物資配送のため、ドローン等の機材を開発・調達するとともに、実際に運用できる体制を整備 |
| 商業・サービス業振興課 | まちづくりNEXTチャレンジャー育成事業 | (株)ホーホウ 商業やまちづくりの分野で活動するNEXTチャレンジャーを対象として、次代を担うまちづくり人材の育成や交流を実施 |

| | | |
|----------|------------------------|---|
| 企業立地推進課 | 企業との連携による移住、ワーケーションの推進 | 富士通(株) 企業と協定を締結し、企業が取り組むテレワークなど多様な働き方を県が後押しして県内への移住を促進 |
| 森との共生推進室 | 企業参画の森づくり推進事業 | 日本フォレスト(株)、(株)九州コクボ 企業が土地所有者等と協定を締結し、社会貢献のために植林等を実施 |
| 県立高田高等学校 | 地域との協働による高校魅力化推進事業 | (株)FoundingBase 起業家等を講師として、地域課題をテーマに、なりたい自分を実現するために、問題解決のスキルを身につけるための授業を実施 |

【監査意見】

企業との協働は、ドローンなど先端技術の活用やまちづくり・人材育成という観点から県政推進においても非常に有効である。NPOとの協働に加えて、さらに幅広い分野で協働に取り組んでいくことを期待する。

まとめ

本県においては、消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」を平成15年度に開設するとともに、翌年度にはボランティアとNPOの担当窓口を一元化した県民活動支援室を設置するなど、多様な主体による地域社会の再構築のため、未来を担うNPOの育成と協働に取り組んできた。

その結果、本県のNPO法人数は、令和5年1月末で454法人を数えるまでになった。また、県と市町村における協働施策の件数は、コロナ禍の影響で減少した年があったものの、総じて増加傾向であり、企業との協働も分野ごとに取組が進んでいる。

こうした状況を踏まえ、今年度の行政監査テーマは「多様な主体との協働について」とし、各部局においてNPOや企業等との間で行われた様々な協働事業を対象に、それらが効果的に実施されているかどうかについて監査を行った。

中でも、行政からの委託料がNPO法人の収入のほとんどを占めている事例や、NPOを支援する中間支援組織等が安定した財源の確保に苦慮している事例など、収入に関する課題が挙げられる。また、県の協働推進員の実効性確保や「おおいたNPO協働実践マニュアル」の浸透状況など、協働の推進体制に課題が見られた。

一方で、コミュニティの維持や活性化に取り組むNPOへの支援や、子ども食堂など社会的ニーズが高い分野におけるNPOの活躍など好事例も見られた。

また、近年、行政と企業との協働が活発になっていることから、企業との協働事業についても監査を行った。その結果、登録制によって数多くの企業の参画を実現するほか、企業が持つ専門的なノウハウを活かして人材育成や地域課題の解決に取り組むなど、成果をあげている事例が多く見られた。

今回の監査を通じて、NPOや企業等との協働が一定の成果を上げているものの、NPO活動に取り組む関係者の高齢化や、NPO法人が都市部に集まる偏在の問題、中間支援組織等のさらなる活用・育成など、引き続き取り組むべき課題も確認された。また、NPOでは対応できない課題に対しては、ドローンやデジタル技術等の専門的なノウハウを持つ企業と協働し、コミュニティ機能の維持等を支援する必要性が一層高まっていると考えられる。

県の各部局・所属においては、本監査で取り上げた課題について改めて認識し、県政の重要テーマである「多様な主体との協働」に積極的に取り組まれることを期待する。

[参考資料]

多様な主体との協働推進体制について

I 協働推進を所管する機関

県においてNPO等との協働を所管しているのは生活環境部県民生活・男女共同参画課（大分県消費生活・男女共同参画プラザ）の県民活動支援室である。令和4年度現在、室長以下4名の職員が業務に従事している。

〈主な業務〉

- ・特定非営利活動促進法の施行に関すること
(NPO法人の設立相談及び設立認証に関すること)
- ・行政と県民との協働に関すること
- ・ボランティア活動に関すること
- ・おおいたボランティア・NPOセンターに設置に関すること
- ・おおいたNPO情報バンク「おんぱ」の運営に関すること

2 協働の推進体制

(1) 心の通いあう地域づくりのための協働指針

NPOに加え、企業、行政等多様な主体の協働による地域課題解決ができる社会づくりのため、大分県が目指す施策の方向性や協働推進体制の整備について記載。平成24年3月策定。

(2) 大分県協働推進会議

学識経験者、NPO、企業等の関係者で構成。上記(1)の協働指針に基づき、多様な主体による幅広い意見を反映しながら県と県民が対等かつ自由な立場で協働する仕組みを構築するため設置。行政、企業、NPOの協働のあり方についての評価や提言を行う。出された提言や意見について、県は施策に反映させ、趣旨を活かすよう周知に努めることとしている。

(3) 協働推進庁内連絡会議

上記(1)の協働指針に基づき設置。県と県民との協働を全庁的に推進するため、各部局の所属長を横断的に含む構成により設置。県とNPOとの協働推進、関連施策の情報交換・連絡調整等の事務を行う。

(4) 協働推進員

上記(3)の庁内連絡会議設置要綱に基づき設置。県の各職場、各地域等に配置し、県とNPOが対等かつ自由な立場で協働することができる環境づくりを進めるなど、県と県民との協働を推進する役割を持つ。NPOとの協働推進のための啓発活動、協働事業実施のアドバイス、協働に関する情報提供などをを行う。本庁の各部局に各1名、各振興局単位の地域に各2名、公募による職員（公募協働推進員）により構成。

(5) おおいたNPO協働実践マニュアル

上記(1)の協働指針による多様な主体との協働を進めるため、事業を検討・執行する場合における具体的な進め方について、行政とNPO両方の立場から参考にできる実用的なマニュアル。第Ⅰ章で「協働の定義や必要性」などの基礎的な知識を、第Ⅱ章では「行政、主に県職員を対象として、委託事業を例にした協働事業の具体的な進め方」を、第Ⅲ章では「NPOを対象として、同じく委託事業を例とした具体的な進め方」を記載。平成26年3月策定、令和2年2月改正。

(6) おおいたボランティア・NPOセンター

大分県内のNPOの活動支援や自立的運営をサポートする機関で、大分県が公益財団法人おおいた共創基金に委託して運営し、主に以下の業務を行う。

- ・NPOの相談窓口
- ・NPOの運営アドバイザーの派遣
- ・NPOに関する各種講座の開催
- ・メルマガ「週イチくん」によるNPOに関する情報の発信

3 協働に関する人材育成の状況

県民生活・男女共同参画課を中心に研修を行い、協働意識の啓発を行っている。

〈令和3年度に実施された協働に関する研修の実施状況〉

| 研修名 | 対象者 | 実施概要 |
|-----------------------|----------|----------------------------------|
| 大分県新採用職員研修(NPO協働等) | 新採用県職員 | 令和3年6月 NPOとの協働に関する動画を収録し放映 |
| 行政のNPO現場体験研修 研修説明会 | 県及び市町村職員 | 令和3年6月22日 |
| 行政のNPO現場体験研修 現場研修 | 県及び市町村職員 | 説明会終了後から12月末日のうち原則2日間 |
| 行政のNPO現場体験研修 研修報告会 | 県及び市町村職員 | 令和4年2月4日 コロナ感染拡大のため中止し、報告書を送付 |

4 おおいたNPO情報バンク「おんぽ」

NPOに関する総合的な情報を集積し、提供するNPOポータルサイト。NPO関係者のみならず、企業、行政、一般県民などあらゆる人に向けた情報サイトであり、地域課題解決のためNPOなど多様な主体との協働事例や、NPO法人の仕組みなどを学ぶことができる。民間の助成金情報を集約的に掲載し、NPOの活動経費の支援も行っている。また、掲載しているNPOごとに「情報開示レベル」「おんぽ活用レベル」が表示され、団体の状況を把握する参考にすることができる。

大分県のNPO法人数の状況（令和5年1月31日現在）

1 認証法人数

454 法人

2 年度別法人増減数・年度末現在法人数

| 年度 | 増加数 | 減少数 | 3月末現在 | 年度 | 増加数 | 減少数 | 3月末現在 |
|--------|-----|-----|-------|--------|-----|-----|-------|
| 平成10年度 | 0 | 0 | 0 | 平成23年度 | 46 | 20 | 481 |
| 平成11年度 | 2 | 0 | 2 | 平成24年度 | 42 | 28 | 495 |
| 平成12年度 | 18 | 0 | 20 | 平成25年度 | 32 | 31 | 496 |
| 平成13年度 | 25 | 0 | 45 | 平成26年度 | 31 | 18 | 509 |
| 平成14年度 | 35 | 0 | 80 | 平成27年度 | 21 | 27 | 503 |
| 平成15年度 | 67 | 1 | 146 | 平成28年度 | 19 | 16 | 506 |
| 平成16年度 | 59 | 3 | 202 | 平成29年度 | 17 | 24 | 499 |
| 平成17年度 | 80 | 1 | 281 | 平成30年度 | 10 | 30 | 479 |
| 平成18年度 | 66 | 3 | 344 | 令和元年度 | 12 | 29 | 462 |
| 平成19年度 | 49 | 5 | 388 | 令和2年度 | 15 | 12 | 465 |
| 平成20年度 | 42 | 16 | 414 | 令和3年度 | 6 | 13 | 458 |
| 平成21年度 | 29 | 12 | 431 | 令和4年度 | 10 | 14 | 454 |
| 平成22年度 | 30 | 6 | 455 | 累計 | 763 | 309 | 454 |

※令和4年度は1月末現在

3 認証法人の活動分野（重複あり）

| 活動分野 | 法人数（順位） | 活動分野 | 法人数（順位） |
|------------|---------|--------------|---------|
| 保健・医療・福祉 | 283 ① | 国際協力 | 99 ⑪ |
| 社会教育 | 264 ③ | 男女共同参画 | 53 ⑭ |
| まちづくり | 271 ② | 子どもの健全育成 | 259 ④ |
| 観光振興 | 50 ⑯ | 情報化社会発展 | 62 ⑬ |
| 農山漁村・中山間振興 | 41 ⑯ | 科学技術振興 | 33 ⑯ |
| 学術文化芸術スポーツ | 220 ⑥ | 経済活動活性化 | 135 ⑨ |
| 環境保全 | 190 ⑦ | 雇用拡大・職業能力 | 143 ⑧ |
| 災害救援 | 34 ⑯ | 消費者保護 | 30 ⑯ |
| 地域安全活動 | 74 ⑫ | NPOの連絡助言援助 | 257 ⑤ |
| 人権・平和 | 112 ⑩ | 県等の条例で指定する活動 | 6 ⑳ |
| 合計 | | 2,616 | |

4 市町村別認証法人数

| 市町村名 | 法人数 | 市町村名 | 法人数 | 市町村名 | 法人数 |
|------|-----|-------|-----|------|-----|
| 大分市 | 204 | 津久見市 | 7 | 由布市 | 22 |
| 別府市 | 52 | 竹田市 | 13 | 国東市 | 12 |
| 中津市 | 22 | 豊後高田市 | 7 | 姫島村 | 1 |
| 日田市 | 25 | 杵築市 | 6 | 日出町 | 7 |
| 佐伯市 | 18 | 宇佐市 | 18 | 九重町 | 5 |
| 臼杵市 | 14 | 豊後大野市 | 18 | 玖珠町 | 3 |
| 合計 | | 454 | | | |

5 県と市町村におけるNPOとの協働施策実施状況（協働施策件数）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 県 | 291 | 301 | 364 | 395 | 398 | 375 | 338 |
| 市町村 | 657 | 772 | 826 | 858 | 950 | 821 | 925 |
| 合計 | 948 | 1,073 | 1,190 | 1,253 | 1,348 | 1,196 | 1,263 |